

1 肉用牛経営安定対策補完事業

高齢化等に対応した肉用牛ヘルパーへの支援、地域の特色ある肉用牛振興対策を支援するため、都道府県等を区域として事業を実施

[留意点]

① この事業については、(1)のア～キ、(2)のア～ウの10個より、一又は複数の取組又は項目を選択して応募することができる。

注：(1)のキ、(2)のウの項目を単独で応募することは出来ない。

② 実施期間：本事業の実施期間は平成31年度とする。

③ 平成31年度畜産振興事業に係る公募要領（平成31年1月11日付け30農畜機第5638号）に基づき応募済みの団体については、応募不要

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業</p> <p>都道府県等を区域として肉用牛生産基盤の強化及び特色ある肉用牛生産の振興を図るため、次の一又は複数の事業を実施。(以下の事業のうち、生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の実施する事業に対する支援については、民間団体が支援に代えて自ら実施する場合を認める。)</p> <p>(1) 肉用牛生産基盤強化対策事業</p> <p>ア 中核的担い手育成増頭推進</p> <p>地域の中核的担い手が計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付</p> <p>イ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保</p> <p>地域の改良基盤の強化を推進するため、生産者集団等が遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合、又は地域内の繁殖農家等に貸し付ける場合における奨励金の交付</p> <p>ウ 優良繁殖雌牛導入支援</p> <p>生産者集団等が地域の改良に必要な一定の要件を満たす優良な繁殖雌牛を購入し、自ら飼養する場合、又は地域内の繁殖農家等に貸し付ける場合における奨励金の交付</p>	<p>2,949,537千円以内</p> <p>うち(1)の事業</p> <p>2,399,323千円以内</p>	<p>定額</p> <p>1頭当たり80千円又は100千円以内</p> <p>定額</p> <p>1頭当たり60千円又は90千円以内</p> <p>定額</p> <p>1頭当たり40千円又は50千円以内</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>エ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (ア) 生産者集団等が行う繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎の整備及び器具機材等の導入への支援 (イ) 生産者集団等が行う子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）の導入への支援</p> <p>オ 肉用牛ヘルパー推進 肉用牛ヘルパー利用組合が行う肉用牛ヘルパー活動の組織化、適正運営、肉用牛ヘルパー要員の確保（傷害保険等の加入促進）、出役調整、研修会等の開催、器具の借上、傷病時・高齢者・放牧管理・分娩管理代行支援等の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動への支援</p> <p>カ 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡（以下「離島等」という。）の肉用牛の生産者が死亡した肉用牛（BSE検査対象牛は除く。）を島外の死亡牛処理施設（化製場等）へ輸送して処理する場合における当該海上輸送への支援</p> <p>キ 肉用牛振興推進指導 アからカまでの事業を円滑に実施するため、会議の開催、先進事例の調査、肉用牛ヘルパーの実態調査、事業の推進指導</p> <p>(2) 地域の特色ある肉用牛振興対策事業 ア 地方特定品種等の振興</p>	<p>うち(2)の事業 550,214千円以内</p>	<p>1/2以内 1/2以内 ただし、細霧装置については1,000千円以内/経営体、子牛用ヒーターについては700千円以内/経営体 1/2以内 定額 ただし、専用容器等の海上輸送1回当たりに要する経費2/3以内 定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>生産者集団等が品種の特徴を活かした販売戦略と一体的な牛肉生産及び飼養頭数の維持・増頭を行うための次に掲げる取組への支援</p> <p>(ア) 地域の生産、販売計画の策定、周知 品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定、周知</p> <p>(イ) 特徴ある牛肉生産等 特徴ある牛肉生産を行うため、放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等</p> <p>(ウ) 計画出荷対策 地域で定めた出荷計画に基づく、肥育牛の出荷時期調整</p> <p>(エ) 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援</p> <p>a 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援</p> <p>b 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置や分娩監視装置等の機器等の導入に係る支援</p> <p>c 遺伝的に優良な雌牛から、受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取や移植の取組に係る支援</p> <p>イ 離島等及び山振地域における肉用牛振興</p> <p>(ア) 離島等子牛流通活性化</p> <p>a 離島等において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島等子牛」と</p>		<p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 ただし、まき牛の導入については1頭当たり400千円以内 定額 ただし、出荷時期調整に要する経費1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 精液1本当たり8千円以内</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内 ただし、受精卵の採取については1回当たり17千円以内</p> <p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>いう。)を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付</p> <p>b 離島等子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供</p> <p>c 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付</p> <p>(イ) 山振地域子牛流通活性化</p> <p>山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村（以下「山振地域」という。）において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「山振子牛」という。）を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付</p> <p>(ウ) 優良子牛適正出荷推進</p> <p>離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛又は山振子牛を家畜市場に出荷する場合における奨励金の交付及び肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入への支援</p> <p>(エ) 子牛流通活性化推進</p> <p>離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための会議の開催等</p> <p>ウ 地域の特色ある肉用牛生産推進指導</p> <p>ア及びイの事業を円滑に実施するための会議の開催、事業の推進指導等</p>		<p>2 / 3 以内 定額</p> <p>定額</p> <p>定額、2 / 3 以内 (奨励金は定額)</p> <p>2 / 3 以内</p> <p>定額</p>